

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2023-51)
令和6年1月30日

関西支店 安全環境部長

現場内貨物車両等のバックカメラ設置について（指示）

令和3年6月に道路運送車両法が改正され、令和6年5月以降に販売される二輪などを除く自動車（従来モデル）に、後退時車両直後確認装置（バックカメラ等）の設置が義務づけられます（別紙参照）。すでに、令和4年5月以降に販売された新型車については同装置が設置されていますが、それ以前に製造された自動車については設置の義務がありません。

昨年5月、当社作業所において、道路規制作業帯内で一般車両を誘導中の交通誘導員が、作業帯内を誘導なしで後退してきた4tユニック車に轢かれ死亡する災害が発生し、再発防止に関する示達を発行していますが、過去にも同様の死亡災害が発生しています。

については、当社では、道路運送車両法の改正並びに同種災害の再発防止の観点から、現場内を走行する貨物車両（平ボディー、トレーラー、箱形、ダンプ）、積載型トラッククレーン（通称ユニック）、トラック式高所作業車、コンクリートポンプ車へのバックカメラの設置について、原則として下記の通りとするよう指示します。

なお、取引業者災害防止協議会会長へも同様の指示をしていることを申し添えます。

記

1. 取引業者が手配し、現場内を走行する貨物車両（平ボディー、トレーラー、箱形、ダンプ）、積載型トラッククレーン（通称ユニック）、トラック式高所作業車、コンクリートポンプ車については、バックカメラの設置を各取引業者に指導すること。
2. 当社が直接手配する貨物車両（平ボディー、トレーラー、箱形、ダンプ）、積載型トラッククレーン（通称ユニック）、トラック式高所作業車、コンクリートポンプ車については、バックカメラが装備されている車両を指定すること。

※この事務連絡は、示達本(安環安)23-17（令和6年1月26日）安全環境本部発行に基づき作成しました。

以 上

2-1. 後退時車両直後確認装置に係る基準 (UN-R158)

● 適用範囲

○ 自動車

二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに後退時車両直後確認装置を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。

● 改正概要

- 自動車の後退時に発生する事故に対する安全対策の更なる強化を行うため、「後退時車両直後確認装置に係る国際規則（協定規則第158号）」が国連 WP29 において新たに採択されたことを踏まえ、以下の要件を満たす後退時車両直後確認装置（バックカメラ、検知システム又はミラー）を自動車に備えなければならないこととする。

< 後退時車両直後確認装置の主な要件 >

車両直後のエリア内の障害物を確認できること。¹（図参照）

確認手段はカメラ、検知システム又はミラーによること。²

1 検知システムのみで障害物を確認する場合は、確認範囲が一部異なる。

2 ただし、一部の車種については、目視のみ又は目視とミラーの組み合わせにより確認できればよい。また、一定条件の下において、確認手段を組み合わせることも可能。

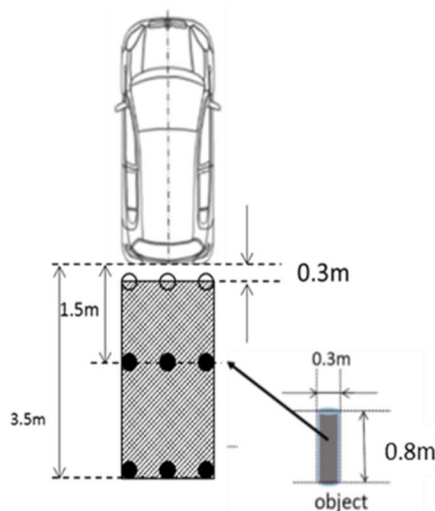


図 試験における確認範囲の例

● 改正時期（予定）

令和3年6月上旬

● 適用時期（予定）

新 型 車：令和4年5月

継続生産車：令和6年5月